## 容器包装廃棄物の再商品化に関する件

平成7年に制定された容器包装リサイクル法は、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の再商品化を積極的に行うことにより、資源循環型の社会の構築を進めようとするものです。

法の施行後3年が経過し、その回収量も着実に増加しておりますが、消費量が増加しているペットボトルが再商品化施設の不足により、リサイクルされない状況が生じております。分別収集計画量を超えたものは、市町村が保管する制度とはなっておりますが、市町村が市民の理解と協力を得て、かつ、多額の経費を要して収集や中間処理を行った資源物の再商品化に支障が生じていることは、誠に憂慮すべき事態です。

平成12年度からは、紙やプラスチック製の容器包装材についても再商品化の対象となりますが、これらの製品の流通量はペットボトル以上に大量であり、 そのリサイクルについても同様の状況に至ることが危惧されます。

また,容器包装廃棄物の収集や中間処理をすべて市町村の責任で行うという 現在の制度は自治体に過度の財政負担を強いるものとなっています。

よって、国においては、容器包装廃棄物の再商品化施設の整備を関係業界に対し強く働きかけるとともに、市民が排出する容器包装廃棄物の全量を回収から再商品化まで事業者の責任において一貫して行うような法制度の整備を図られるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成 12 年 3 月 17 日

内閣総理大臣 環境庁長官 通商産業大臣 厚生大臣 自治大臣 様

仙台市議会議長 岡 征 男